

不用品売却請求

契約担当者 殿

令和4年10月11日

整理番号 4,5

下記のとおり契約締結請求します。

会計管理室長事務取扱

佐藤 賢哉

歳入科目	区歳入	款	財産収入	項	財産売払収入	目	物品売払収入	節	不用品売払収入
品名	形状寸法	予定数量	単位呼称	予定単価	予定金額	売却理由	所在		
アップライトピアノ	YAMAHA/U1A/121*150*61 cm	1	台	82,000	82,000	活用予定がないため	神南小学校 (渋谷区宇田川町5-1)		
グランドピアノ	YAMAHA/G3E/148*183*101 cm	1	台	170,000	170,000	経年劣化による 使用不可	代々木山谷小学校 (渋谷区代々木3-47-1)		
					消費税 (10%)	25,200			
	計	2				277,200			

仕様書

1 件名

不用品売却（グランドピアノ1台ほか1点）

2 履行期間

契約締結の日から令和4年8月31日まで

3 引取期限

令和4年8月31日(水)

4 売却予定物品

ヤマハ グランドピアノ G3E 製造番号 3910192

所在： 代々木山谷小学校 渋谷区代々木 3-47-1 ☎03-3377-0012

ヤマハ アップライトピアノ U1A 製造番号 4244145

所在： 神南小学校 渋谷区宇田川町 5-1 ☎03-3463-0659

5 売却条件

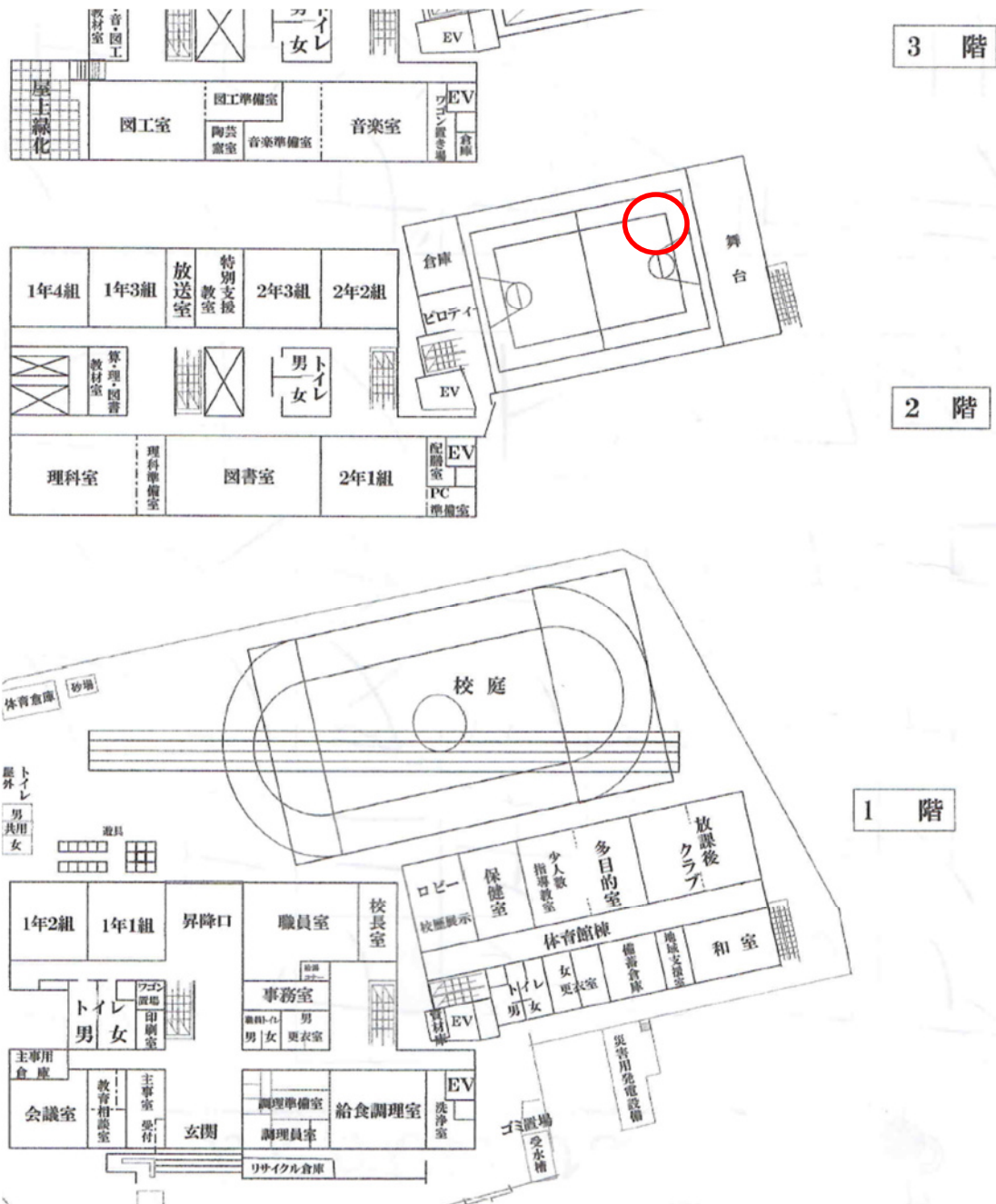
- (1) 売却物品の引取り、運搬、処分等の経費は、すべて買受者の負担とする。
- (2) 売却物品の運搬・保管中の散乱や盗難等を防止するため、適切な管理を行うこと。
- (3) 搬出に当たっては、施設利用者にけがのないよう、また、施設等に損傷のないように行い、必要に応じ搬出ルートでの養生を行うこと。なお、施設等に損害を与えた場合は、買受者の責により原状復帰すること。
- (4) 車両への積み込みは、担当職員の指示の下、買受者が自ら行うこと。

6 引 渡

(1) 引渡場所

① ヤマハ グランドピアノ G3E 製造番号 3910192

代々木山谷小学校 2 階体育館舞台下 渋谷区代々木 3-47-1



令和4年7月13日

指名人 様

渋谷区契約担当者

(公印省略)

見積書の提出について (通知)

下記の件について、指定日時までに見積書をご提出ください。
なお、不明な点は当区役所契約課契約係までお尋ね願います。

記


1. 件 名 不用品売却 (グランドピアノ 1 台ほか 1 点)
2. 仕 様 書 別紙のとおり
3. 見積書提出期限 令和4年7月21日 (木) 午後4時00分まで
4. 契約保証金 免除
5. 履 行 期 限 契約締結の日から令和4年8月31日
6. 仕 様 説 明 仕様説明はいたしません。

売却物件の見聞については、下記担当者まで連絡願います。

会計管理室出納係 電話 03-3463-2958

7. 契約書案は、区役所契約課契約係でご覧ください。
8. 見積書のあて名は、「渋谷区契約担当者」としてください。
9. 見積書の金額は、総価 (消費税抜き) を記入してください。
10. 提出先 渋谷区役所総務部契約課契約係 担当 上谷

〒150-8010 渋谷区宇田川町 1 番 1 号

Mail : 

電話 : 03-3463-1473 (直) FAX 03-5458-4905

※見積書の提出はカラーPDF (代表者印あり) データのメール送信でも可能
です。(原本の送付は不要です。)

仕様書

1 件名

不用品売却（グランドピアノ1台ほか1点）

2 履行期間

契約締結の日から令和4年8月31日まで

3 引取期限

令和4年8月31日(水)

4 売却予定物品

ヤマハ グランドピアノ G3E 製造番号 3910192

所在： 代々木山谷小学校 渋谷区代々木 3-47-1 ☎03-3377-0012

ヤマハ アップライトピアノ U1A 製造番号 4244145

所在： 神南小学校 渋谷区宇田川町 5-1 ☎03-3463-0659

5 売却条件

- (1) 売却物品の引取り、運搬、処分等の経費は、すべて買受者の負担とする。
- (2) 売却物品の運搬・保管中の散乱や盗難等を防止するため、適切な管理を行うこと。
- (3) 搬出に当たっては、施設利用者にけがのないよう、また、施設等に損傷のないように行い、必要に応じ搬出ルートでの養生を行うこと。なお、施設等に損害を与えた場合は、買受者の責により原状復帰すること。
- (4) 車両への積み込みは、担当職員の指示の下、買受者が自ら行うこと。

見 積 書

令和 年 月 日

渋谷区契約担当者 殿

いけぶくろ楽器株式会社

代表取締役 尾崎 學 男

東京都板橋区南常盤台1-20-7

電話03-3958-9241

件 名 不用品売却 (グランドピアノ1台ほか1点)

見積金額	252,000
------	---------

内訳					
名称	数量	単位	単価	金額	摘要
グランドピアノ	1	台	82,000	82,000	YAMAHA: グランドピアノ
アップライトピアノ	1	台	170,000	170,000	YAMAHA: アップライトピアノ

上記のとおり、見積りいたします。
なお、上記見積額は消費税抜きです。

見 積 書

令和 4年 7月 16日

渋谷区契約担当者 殿

〒104-0061 [Redacted]
東京都中央区銀座4-5-6
株式会社 山野楽器 本店COP1課
[Redacted]
課長 齋藤 淳 [Redacted]

件 名 不用品売却 (グランドピアノ1台ほか1点)

見積金額	¥ 223,000 -
------	-------------

内訳					
名称	数量	単位	単価	金額	摘要
グランドピアノ	1	台		146,000	YAMAHA:G3E #3910192 グランドピアノ
アップライトピアノ	1	台		77,000	YAMAHA:U1A #4244145 アップライトピアノ

上記のとおり、見積りいたします。
なお、上記見積額は消費税抜きです。

見 積 結 果 報 告 書

令和	年	月	日	決裁	
区 長	副区長	部 長	課 長	係 長	係 員
供覧	/	/			

見積結果を下記のとおり供覧いたします。

起 案 者	契約係 上谷		
主 管 課	総務部契約課	連絡先	5708
件 名	不用品売却（グランドピアノ1台ほか1点）		
契 約 区 分	総価契約	契 約 方 法	見積合わせ
業 種	0099 不用品買受	契 約 保 証 金	不要
支 払 条 件	完了後一括払い	前 払 金	*****
見 積 期 限	令和 4年 7月 21日	午後4時00分	
契 約 番 号			
見 積 金 額	¥252,000円		
予 定 価 格	XXXXXXXXXX		
最 低 制 限 価 格	設定しない		
履 行 期 間			
履 行 場 所			
請 負 業 者	いけぶくろ楽器株式会社		
	東京都板橋区南常盤台1丁目20番7号		
	代表取締役 尾崎 學男		
備 考	別紙見積結果表のとおり		

契 約 書

渋谷区といけぶくろ楽器株式会社は、次条以下の約定により売買契約を締結する。

第1条 渋谷区はいけぶくろ楽器株式会社に対し次の物件を売渡し、いけぶくろ楽器株式会社はこれを買受けることとする。

品名・数量 仕様別紙のとおり

第2条 売買代金は金277,200円とし、いけぶくろ楽器株式会社は令和4年8月9日までに納付しなければならない。

第3条 売買代金は、物件引取前に納付するものとする。

第4条 物件の引取期限及び所在は、次のとおりとする。

期限 令和4年8月31日

所在 代々木山谷小学校ほか1箇所

第5条 契約保証金は免除とする。

第6条 いけぶくろ楽器株式会社は、前条の期限内に引取をすることができない理由の発生したときは、遅滞なくその理由及び遅滞日数等を詳記して、渋谷区に届け出るものとする。

2 前項の届出は引取期限内にしなければならない。

第7条 いけぶくろ楽器株式会社は、天災事変その他のやむを得ない理由により期限内に引取をすることができないときは、その理由を詳記して引取期限延長の願い出をすることができる。この場合、渋谷区はその願出を相当と認めたときは、これを承認することができる。

2 前項の願出は、引取期限内にしなければならない。ただし、特別の理由がある場合はこの限りではない。

第8条 物件の所有権は、いけぶくろ楽器株式会社が代金を納付したとき、渋谷区からいけぶくろ楽器株式会社に移転するものとする。

第9条 渋谷区は、目的物の引渡後は、そのかしにつき担保の責任がないものとする。

第10条 いけぶくろ楽器株式会社は、第6条の規定により、引取期限の延長をしたときは、遅滞日数に応じ、契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により指定された率を乗じて計算した金額を、遅延違約金として渋谷区に納付するものとする。

第11条 渋谷区は、必要があるときは、いけぶくろ楽器株式会社と協議のうえ、この契約内容の変更又はいけぶくろ楽器株式会社の引取の中止をすることができる。

第12条 渋谷区は、必要があるときは、いけぶくろ楽器株式会社と協議のうえ、この契約の全部又は一部の解除をすることができる。この場合、渋谷区は、いけぶくろ楽器株式会社に損害が生じることがあっても、その責任がないものとする。

第13条 渋谷区は、いけぶくろ楽器株式会社が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 期限内に履行しないとき又は履行の見込がないと認められるとき。
- (2) 契約条項に違反したとき。
- (3) 契約解除の申出をしたとき。

2 本条の契約解除は、第10条の遅延違約金の徴収を妨げないものとする。

第14条 いけぶくろ楽器株式会社は、この契約から生ずる権利義務を、渋谷区の承認を得なければ第三者に譲渡し又は担保に供することができない。

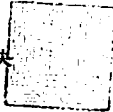
第15条 この契約の履行に関する費用その他この契約に基づく売買に関する費用は、すべていけぶくろ楽器株式会社の負担とする。

渋谷区といけぶくろ楽器株式会社とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

令和4年7月21日

渋谷区契約担当者

契約課長 森田 一夫



住所

東京都板橋区南常盤台1丁目20番7号

会社名

いけぶくろ楽器株式会社

代表者名

代表取締役 尾崎 學 男



暴力団等排除に関する特約条項

(暴力団等排除に係る契約解除)

第1条 甲は、乙が渋谷区契約関係暴力団等排除措置要綱(平成25年11月26日区長決議。以下「要綱」という。)第4条第1項に基づく入札参加除外措置(以下「入札参加除外措置」という。)を受けた場合は、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属する。

3 契約保証金の納付がなく、又はその金額が契約金額の10分の1に満たないときは、乙は、契約金額の10分の1相当額又は不足額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、検査に合格した履行部分があるときは、これに相当する契約金額相当額を違約金の算定に当たり契約金額から控除する。

4 第1項の規定により契約を解除された場合において、乙に損害が生じても、甲は一切賠償の責を負わない。

5 乙は、この契約の履行に当たり入札参加除外措置を受けている者に、この契約の下請負(二次以降の下請負を含む。以下同じ)をさせ、又は委託を行ってはならない。また、乙がこの契約の下請負又は委託をさせた者(以下「下請負人等」という。)が契約履行期間中に入札参加除外措置を受けた場合は、甲は乙に対し、下請負人等との契約の解除を求めることができる。この場合において、乙に損害が生じても、甲は一切賠償の責を負わない。

6 甲は、前項の規定により下請負人等との契約の解除を求めたにもかかわらず、正当な理由なくこれを拒否したと認められるときは、乙に対し指名停止措置を行うことができる。

7 前各項に定めるもののほか契約解除に伴う措置等については、契約条項の関係規定を準用するものとする。(不当介入に関する通報報告)

第2条 乙は、この契約の履行に当たり、要綱第2条第4号に規定する暴力団等(以下「暴力団等」という。)から履行妨害や、不当要求等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けたときは、速やかに甲に報告するとともに、警察へ届出を行わなければならない。

2 乙は、下請負人等が暴力団等から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに甲に報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

3 乙は前2項の規定による報告及び届出について、甲が行う調査及び警察が行う調査に協力しなければならない。

4 甲は、乙が正当な理由なく甲への報告又は警察への届出を怠ったと認められるときは、乙に対し指名停止措置を講ずることができる。

内 訳 書

件 名	不用品売却(グランドピアノ1台ほか1点)			
-----	----------------------	--	--	--

品名又は業務名	品質・規格	数量	単位	単価	金額
1 グランドピアノ	YAMAHA: グランドピアノ/ CSE 製造番号3910192	1	台	82,000	82,000
2 アップライトピアノ	YAMAHA: アップライトピアノ/ UIA 製造番号4244145	1	台	170,000	170,000
小 計 (単位:円) 消費税抜き					252,000

供 覧	契約課長	契約係長	係員



完 了 届

渋契第 2022005 号

件 名	不用品売却 (グランドピアノ 1台ほか 1点)		
履 行 場 所	代々木山谷小学校ほか1箇所		
履 行 期 間	令和 4年 7月21日 から 令和 4年 8月31日 まで	完了年月日	令和 4年 8月26日
上記のとおり完了したので、届けます。		令和 4年 8月26日	
渋谷区契約担当者 殿			
住 所	東京都板橋区南常盤台1丁目20番7号		
受託者 会 社 名	いけぶくろ楽器株式会社		
代 表 者 名	代表取締役 尾 崎 學 男		
検 査	主務係長	合 格	
	原 裕子 (原)	不合格	
立 会	監督員	優良	良
	原 裕子 (原)	普通	不良
検 査 日	令和 4年 8月26日	コメント	

審査印